【令和2年度 工事請負契約等に係る入札参加停止等の運用状況一覧表】

| 業者名 | 所在地 | 入札参加停止等期間 | 該当事項 | 理由 |
|-------------|----------------------------------|---------------------------------------|--|---|
| 石川電気工事株式会社 | 浜松市中区泉三丁目9番35号 | - | 止等措置要綱第11 条 (別表第1第5号 (安全管理措置の不 適切により生じた公 | 発事業 浜松駅北口交差点信号機設置工事」において、旧信号施設のケーブル撤去作業をしていたところ、信号制御機電源供給ケーブルを誤って切断してしまい、交差点内信号施設を停電させてしまったた |
| 大成建設株式会社 | 東京都新宿区西新宿一丁目25番1号 | 令和2年 5月2日から 令和2年 6月1日まで (1カ月) | | 鹿児島市内の耐震改修工事において、石綿含有吹付材の除去作業の仕事を開始するにあたり、仕事開始の日の14日前までに鹿児島労働基準監督署長に計画の届け出を行わなかったとして、労働安全衛生法違反で令和2年4月3日に鹿児島簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けたため。 |
| 矢作建設工業株式会社 | 愛知県名古屋市東区葵三丁目 1 9 - 7 葵センタービル | 令和2年 7月14日から 令和2年 8月13日まで (1カ月) | 別表第2第10号 (不正又は不誠実な 行為) に該当 | 令和元年8月16日、名古屋市中区のマンション建設現場で、台風の接近前に強風対策でクレーンのアームをワイヤで台座に固定させる際、誤った箇所にワイヤを取り付けたため、アームが折れ作業員が巻き込まれて死亡したとして、令和2年5月8日、名古屋簡易裁判所より業務上過失致死罪で現場責任者であった矢作建設工業㈱の社員が罰金刑の略式命令を受けた。 |
| 服部エンジニア株式会社 | 静岡県静岡市葵区川越町3-9 | 令和2年 8月8日から 令和2年10月7日まで (2カ月) | | 令和2年7月22日に実施した「令和2年度道路メンテナンス国庫補助事業(国)152号上島高架橋外道路橋定期点検業務」及び「令和2年度道路メンテナンス国庫補助事業(国)152号不動沢橋外道路橋定期点検業務」の入札について、落札した服部エンジニア株式会社 浜松事務所が、令和2年7月23日からの集中豪雨により発生した災害の影響によって技術者の配置が困難であり、工期内に当該業務を履行できない可能性があるため、契約を辞退したため。 |

【令和2年度 工事請負契約等に係る入札参加停止等の運用状況一覧表】

| 業者名 | 所在地 | 入札参加停止等期間 | 該当事項 | 理由 |
|----------|---------------------|---------------------------------------|--|--|
| 風早建設株式会社 | 浜松市南区大柳町487番地の 5 | 令和2年10月10日から 令和2年11月 9日まで (1カ月) | 別表第1第7号(安 全管理措置の不適切 により生じた工事等 関係者事故)に該当 | 風早建設株式会社は、令和2年4月10日、浜松市 浜北区新堀の下水道管の工事現場で、作業員が土砂 崩落に巻き込まれ窒息死する事故を発生させた。 このことから、同社の使用人があらかじめ作成され ていた組立図の手順に従わず、土砂崩落による災害 防止措置を講じないまま作業員に作業させたとし て、同社と同社使用人が労働安全衛生法違反で公訴 を提起され、令和2年9月4日、浜松簡易裁判所に てその刑が確定したため。 |
| 川田工業株式会社 | 富山県南砺市苗島4760 | 令和3年 2月19日から 令和3年 3月18日まで (1カ月) | 別表第2第10号 (不正又は不誠実な 行為)に該当 | 長野県松本建設事務所発注の工事において、平成3 1年2月23日に仮索道用鉄塔が倒壊する事故を発生させ、松本労働基準監督署長に遅滞なく報告しなければならないところ、令和元年9月11日に至るまで報告書を提出しなかったとして、同社及び同社従業員が労働安全衛生法違反により、令和2年11月25日に松本簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けたため。 |
| 森松工業株式会社 | 岐阜県本巣市見延1430-8 | 令和3年 2月19日から 令和3年 3月18日まで (1カ月) | 止等措置要綱第2条 | 森松工業株式会社の社員3名は、兵庫県赤穂市発注の配水池整備工事をめぐり、便宜を受けた見返りに市職員に金銭を手渡ししたとして、令和3年1月23日、贈賄の容疑で兵庫県警に逮捕された。 |

[※]入札参加停止期間中は、下請負についても禁止します。